

イラク戦争における米従軍報道制の特質と問題点

菱木一美

- 一、はじめに
- 二、従軍報道制の経緯
- 三、広報戦略の変化と従軍報道（embed）制の導入
- 四、従軍報道ガイドンス
- 五、従軍報道の評価と課題
- 六、おわりに

一、はじめに

二〇〇三年春のイラク戦争は、先端軍事技術を駆使した米国の圧倒的な戦力とともに、同国の周到かつ大規模な広報戦略によって特徴付けられた。開戦前の準備段階から作戦遂行、バグダッド陥落に至る戦争の全過程を通じてブッシュ米政権が展開した組織的な広報オペレーションは、とりわけ米世論の戦争支持取り付けに強大な影響力を發揮した。そのなかで報道機関の記者たちを実戦部隊に数多く埋め込み（embed）、世論工作の先兵として活用することを企図した「従軍報道

「制」の導入は、戦争における国家権力とメディアの関係に大きな論議を呼び起⁽¹⁾こした。

従軍報道制は、近現代の戦争の中でもさまざまな方式で行われてきた。しかし、イラク戦争におけるブッシュ政権の従軍報道制は、メディアの戦場報道を米軍サイドの視野からの情報で覆い尽くすことを明確な目的とした点で、従来のどの方式とも性質を異にしている。それは米国防総省が同制度の導入に当たって採用した「embedding media」（メディアの実戦部隊への埋め込み）という象徴的な用語表現によつて特徴付けられた。⁽²⁾ 従軍報道制とは、米実戦部隊に埋め込まれたニュース・メディアの取材チームや記者が一定期間、実戦部隊と対峙し、生死を分かちつつ、部隊の視点でとらえた戦況情報を米国および国際社会に発信するというシステムのことと規定されたのである。⁽³⁾

従軍報道制はもともと、「言論・表現の自由」「国民の知る権利」を旗印に掲げる米メディア側からの強い要求に国防総省が対処する形で計画されたものである。しかしブッシュ政権はこの制度を、米軍の「正義の戦い」の実況ニュースを米国だけでなく世界中の家庭の茶の間に間断なく送り込むための手段として活用した。開戦から一ヶ月足らずで首都バグダッド攻略を果たしたブッシュ政権は、従軍報道制が戦争支持の世論形成にとって有効であり、成功したとの評価を行つた。⁽⁴⁾

一方、実戦部隊に総計約七百人以上の従軍記者を送り出した米国および世界各国のニュース・メディアも総じて、戦場の実相を詳細に報道できたことを成果として評価した。しかし、米軍サイドからのみ戦闘状況をとらえる視点の偏りや、従軍記者の軍への同化による愛国報道の展開、作戦行動上の機密保全の制約などが、公正かつ自主的であるべき報道を阻害したとの厳しい批判もメディア内外から行われた。⁽⁵⁾

問題の核心は、「言論・表現の自由」を前提とする報道機関が、戦場取材の権利獲得と引き換えに戦争推進の広報戦略に加担させられる危険性をいかに認識するかにある。本稿はこの観点から、イラク戦争における従軍報道制の成立過程に

かかわる問題点についてできるだけ詳細に論究する。なかんずく一九九一年の湾岸戦争以来の戦場報道をめぐる米政府とメディアの対立点と相互の利害関係の変化について分析を進める。さらに、イラク戦争における従軍報道制のコンセプトを解明するとともに、戦闘期間中における従軍報道の実態を点検し、同報道が米国世論の動向にどのような影響をもたらしたかを考察し、評価を行なう。次いで、メディアがイラク戦争の経験を踏まえ、将来のありうべき従軍報道にあたり国家権力の利用意図をいかに排除し、自主性を維持し得るかについて考察を試みる。

対イラク戦における米広報戦略の全体システムについての研究はきわめて重要であり今後取り組むべき課題としたい。

本稿はその一環として従軍報道制に焦点を絞り論考する。米軍とともに「連合軍」の一翼を担つた英軍の従軍報道制については考察の対象から除外した。イラク戦争政策に絡む米従軍報道制の特質と問題点を求心的に究明することを目的とするためである。また、文中に「報道機関」、「ニュース・メディア」「メディア」などの用語が頻出するが、ともに新聞（活字）メディアとテレビ（映像）メディアの双方を包含する表現として定義する。本稿で引用した米国の文献・資料でも news organization, news media, media の同義表現が文脈に応じて使われている。九・一一テロ以後は、急速な進化を遂げつつあるとの分野の状況をより的確にとらえる表現として、media が主として用いられるようになつた。本稿でも、引用文献・資料の文脈になるべく沿つて表現を使い分けた。なお、新聞とテレビの区別がとくに必要な場合は「新聞メディア」「テレビ・メディア」などの表記をしている。

一、従軍報道制の経緯

米国で作戦中の実戦部隊に多数の記者たち受け入れる従軍制度が本格的に構想されたのは、湾岸戦争終結後の一九九二

イラク戦争における米従軍報道制の特質と問題点（菱木）

年、米国防総省と米有力報道機関の代表らの間で結ばれた「戦闘におけるニュース取材」に関する「九項目原則」合意においてであった。同原則の第一項は「自由で自主的な報道」を「米軍事作戦の取材上、主要な手段である」と記し、第五項では「ジャーナリストたちはすべての主要な部隊への接近を認められるものとする」とうたつた。⁽⁶⁾ 湾岸戦争を含め過去の従軍報道における基準システムであつたプール（代表）取材制については、その有効性を評価するものの、限定的な取材を前提としていることから基準システムとはみなさないと趣旨が第二項に盛り込まれた。⁽⁷⁾ この画期的な「九項目原則」合意はしかし、湾岸戦争以降に米国が行なつた戦争の中で一度も履行されずに経緯する。一〇〇三年三月二十日に始まつたイラク戦争でようやく初の実施をみたのである。国防総省が「埋め込み」（embed）という表現を、この新タイプの従軍報道制にはつきりと公式に用いたのは、イラク戦争開戦に先立つ約六か月前の二〇〇一年十月末、有力報道機関の代表らとの会合からであつた。⁽⁸⁾ この時点から、「埋め込み」方式の従軍報道制が具体化に向けて進められていく。本章では「九項目原則」合意から「埋め込み」方式の従軍報道制導入に至る米政府・国防総省と米メディアの攻防と緊張関係の政治過程を検証する。

〔レーガン、ブッシュ（父）政権の従軍報道排除〕

米報道機関が戦場取材に対する米軍の厳しい排除姿勢に危機感を高める契機となつたのは、一九八三年十月二十五日の米軍によるグレナダ侵攻作戦だつた。当時のレーガン米政権は、カリブ海ウインドワード諸島南端に位置する人口十一万人の小国グレナダの政情混乱に介入、東カリブ海諸国機構（O E C S）からの要請を理由に米軍約六千人を侵攻させ、左派軍事政権を倒して政権交代をさせた。作戦は一週間で終了し米軍は十一月一日に五百人の兵員を残して撤収した。⁽⁹⁾ その

際、報道機関は侵攻作戦の最初の四十八時間以上にわたり作戦部隊への一切の取材アクセスを認められなかつた。のみならず米軍の大半が撤収した後も、十一月七日まで厳しい報道規制の下に置かれた。この結果、報道機関は、侵攻作戦が実際にどのような形で行われかについて目撃報道がまったくできず、専らワシントンの米国防総省のブリーフィング情報に頼らざるを得なかつた。⁽¹⁰⁾

第二次世界大戦、朝鮮戦争、ベトナム戦争を通じて、米国防総省はそれぞれに報道規制を敷いた。それでも報道陣による実戦部隊レベルへの取材は相当の自由が認められていた。特に一九六〇—七〇年代のベトナム戦争では、記事の検閲をはじめほとんどすべての規制が除去され、記者や写真記者らが戦場取材に向かうための輸送手段の便宜供与も米軍によつて積極的に行われた。しかし、戦争の実態を報道する自由を大幅に許容した結果、米軍部は広報戦略上の窮地に陥る。⁽¹¹⁾これららの報道が米国と国際社会に「ベトナム戦争の大義」への疑問を生じさせ、反戦世論の高まりを招いたからである。

これに対し八〇年代の大半にわたつたレーガン共和党政権は、ベトナム反戦機運を醸成させたりベラリズムの潮流を排して強硬路線の保守主義に回帰し、軍部における機密保全の姿勢を強めた。グレナダ侵攻作戦はそうした状況の中で行われた。レーガン大統領自身、同作戦から報道機関を遠ざけることに熱心だった。⁽¹²⁾報道機関はレーガン政権の排除政策に激しく抗議し、改善を要求した。このため、ウイナント・スライド退役陸軍大将を責任者とする諮問委員会が国防総省内に設置され、報道機関の戦場取材に関する指針が策定された。同指針は、軍事紛争事態について報道機関の自由な取材が望ましいと総論的に認めはした。しかし実体的には、戦闘の初段階や奇襲攻撃の場合にプール（代表）取材制なら受け入れ可能であり、時には（国防総省から）期待もされる、という内容にとどまる。⁽¹³⁾

同指針に基づく国防総省と米メディア側との協議の結果、八五年四月に公式のプール取材チーム制がつくられた。全米

イラク戦争における米従軍報道制の特質と問題点（菱木）

の報道機関が交代制のプール取材チームを編成し、有事に即応して開戦段階で従軍できるようにする方式である。⁽¹⁴⁾ 実戦部隊への自由なアクセスを要求するメディア側からすれば、公式プール取材制は国防総省側の方針を大幅に受け入れた妥協の產物でしかない。国防総省との交渉に加わったメディア側代表の一人でAP通信記者だったチャック・ルイスは後に「⁽¹⁵⁾ 主的な取材が望ましいが、軍事侵攻の初期状況を取材できる機会がほかにない場合、プール取材のメリットはあった」と述べている。しかし報道機関が、きわめて限定的なプール取材以上の成果を国防総省側から引き出せなかつたことは確かであつた。

一九八九年十一月のパナマ侵攻では、この公式プール取材制の合意すら事実上、反古にされてしまう。米軍部は同月二十日からの作戦開始の二日間、プール取材チームを足止めにし、前線から隔離したのである。⁽¹⁶⁾ パナマ侵攻作戦の後、米国防総省は報道機関からの抗議に対応して、今度は軍部関係者ではなくAP通信の元国防総省担当記者、フレッド・ホフマンに報道規制問題の検討を委嘱した。ホフマン報告は、国防総省が機密保全に過剰な懸念を抱いていると指摘、またディック・チャイニー国防長官（当時）がプール取材の効用性を損じたうえに、プール取材から自由取材への移行措置を遅らせた、との批判的な判断を示した。⁽¹⁷⁾

レーガン政権の後継であるブッシュ（父）共和党政権下でも、九一年二月に始まつた湾岸戦争をめぐり軍部と報道機関との間に激しい緊張が生じた。スライド諮問委員会の指針もホフマン報告も、軍部によつてほとんど無視されたためである。八〇年代のグレナダ、パナマ両侵攻作戦と違ひ湾岸戦争は、対イラク武力行使容認の国連安保理決議を背景に米軍主導の多国籍軍が展開した大規模戦争である。ブッシュ（父）政権下の国防総省は、実戦部隊に対する報道機関の自由な取材アクセスに応ぜず、プール取材も大幅に制限した。当時、湾岸戦争にかかわる中東地域には計約千五百人の報道陣が集

まつたが、このうち、戦争の前半期にプール取材チームに加わることのできた記者らはわずか計五十人程度にすぎなかつた。しかも、プール取材はアラビア海に展開する空母などへの取材がほとんどであり、報道機関がもつとも関心を寄せる地上の作戦行動の取材は認められなかつた。⁽¹⁸⁾

加えて、プール取材を管理する米軍の広報担当部局（Public Affairs Office = PAO）は、記事検閲を行つとともに、特にテレビ・メディアによる通信機器の使用を厳しく制限した。九〇年代初期までに、メディアによる通信衛星利用の情報通信技術は飛躍的な発達を遂げていた。最も画期的な技術的成果はインマルサット（衛星電話）の導入である。メディアは折りたたみ式の可搬型アンテナを装着したインマルサットにより、通信施設のない砂漠の戦場から活字、音声のみならず映像さえも即時に情報として発信できるようになつた。米軍部は、事前検閲する暇も与えずリアルタイムで全世界に戦場の状況を伝えるテレビ映像にとりわけ神経を尖らせた。このため、米テレビ・メディア参加のプール取材では、インマルサットの操作が禁じられた。米軍とともに連合軍を構成した英軍のプール取材はテレビ・メディアのインマルサット使用を容認したため、米テレビ局はやむを得ず英テレビが撮つた映像ニュースを使用する場合もあつた。⁽¹⁹⁾

〔一九九二年の『九項目原則』合意〕

湾岸戦争後、米報道機関はブッシュ（父）政権に対し従軍報道に関して改めて積極的な協力を要求した。その結果、レーガン政権当時よりも本格的な検討が行なわれることになり、国防総省とメディア側代表（大手新聞社、通信社、テレビ局のワシントン支局長クラスで構成）との交渉が数カ月にわたつて進められた。交渉の成果として、九二年三月十一日付で従軍取材に関する「九項目原則」が合意され成文化される⁽²⁰⁾。同合意は第一原則として、自由かつ自主的な報道を従軍取材

の主要な手段とすることをうたい、米憲法修正第一条に基づく「言論・表現の自由」遵守を事実上確認するなど、過去の便法的な取り決めに比べ、しつかりした骨組みの内容となつた。また「九項目原則」は、その後の従軍報道の在り方をめぐる論議の基本的な指針となり、二〇〇三年のイラク戦争における「埋め込み」方式の従軍報道制の土台となつた。基本指針としての「九項目原則」の重要性に鑑み、次に全文および付記された覚書を引用する。⁽²⁾

「米軍の戦闘行動にかかる戦場取材の取り決めに適用すべき諸原則」

- ①自由で自主的な報道は、米軍事作戦の取材上、主要な手段である。
- ②プール取材制は米軍事作戦の取材基準として扱わない。しかしプール取材は、軍事作戦の初期取材の手段に限定して利用する場合もあり得る。プール取材の規模は可能な限り大きくすべきであり、期間は最短一できれば二十四時間から三十六時間以内にとどめるべきである。
- ③自由取材の条件下でもプール取材は、戦場が極めて遠くにあつたり狭いような特殊の場合は適切な手段となり得る。
- ④戦闘地域に赴く記者は米軍の認定を受け、米軍とその作戦行動を守る軍事安全上の諸規則を遵守するよう求められる。軍事安全規則に違反すれば記者認定を停止され、記者活動ができる戦闘地域から追放されることがある。報道機関は戦闘地域に経験豊かな記者を任命し、それらの記者が米軍事作戦をよく理解するように最善を尽くす。
- ⑤記者たちはすべての主要な部隊にアクセスできるものとする。特殊作戦については、状況によりアクセスに制限が課されることがあり得る。
- ⑥軍の広報担当官は、記者たちとの連絡役として行動するが、報道プロセスに干渉してはならない。

(7) 自由取材の条件下で、戦場の司令官は可能な場合はいつでも、記者たちが軍用車や軍用機に搭乗することを認める。軍はプール取材チームの運搬に責任を持つ。

(8) 軍は許容度に応じて広報担当官に施設を提供し、プール取材チームのニュース送信が適宜かつ安全に行われるようになる。またそれらの施設を可能ならいつでも、記者たちが独自に情報を送信できるようにする。政府の施設が使えない場合、記者たちはいつものように、利用できる他のなんらかの手段で送信するものとする。軍は報道機関が使用する通信手段を禁止しない。しかし戦場の環境で電磁気関係の通信システムは、安全上、使用を制限することもある。

(9) 以上の諸原則は、現在ある国防総省の全米（公式）メディア・プール取材制の運営にも適用されるものとする。

原則の協議に当たって、報道機関側は当初、もう一つの原則を提案した。それは、「記事や映像を軍による検閲（原語は review）の対象としない」という趣旨の原則である。これに対して国防総省は、作戦の安全確保上、報道規則に基づく検閲が必要になる可能性を指摘した。検閲をめぐる対立は埋まらず、両者は「九項目原則」合意文にそれぞれの見解を覚書として付加した。

〔メディア側覚書⁽²²⁾〕

報道機関は、米軍の戦闘を取材する記者たちが常に作戦上の安全と米国民の生命の安全を念頭に置いていると確信する。報道機関は、記者たちが明確な作戦安全上の規則を遵守するものと強く信じる。事前検閲（prior security review）は不当であり、不必要である。

われわれは、（湾岸戦争における）「砂漠の嵐」作戦、ベトナム戦争、その他の戦争の記録からみて、戦場取材の記者た
イラク戦争における米従軍報道制の特質と問題点（菱木）

ちが責任を持つて行動し信頼され得る存在であると確信する。

国防総省が将来の軍事作戦において事前検閲を課すならば、われわれはそれに反対する。

「国防総省覚書」⁽²³⁾

軍は報道内容を検閲 (review) する選択肢を保持する必要があると認識する。ニュース報道の中に軍隊の安全や任務の成功を危うくするような情報が不注意によつて含まれることを回避するためである。

検閲システムは、作戦上の安全を考慮すべきときにのみ適用される。たとえば、有事の際のごく初期の段階か、戦闘上の微妙な期間である。安全上の検閲が課されても、それはきわめて限定されたひとつの目的のために行われる。則ち、部隊の安全や軍事作戦の成功を危うくするような情報の開示を防ぐ目的である。この検閲システムは、報道内容の他の部分を変更したり、ニュースの速やかな送信を遅らせたりするために用いられるものではない。

検閲は戦場の軍が行い、指揮官は（記者が）安全規則に違反した場合に対応する。記者は規則に沿つて記事を修正し送信することもできるし、修正せずに送り編集者に問題になつた部分を知らせる」ともできる。編集者は国防総省を呼び、規則違反の恐れについて軍がもう一度見解を述べる機会を与える。

報道機関は記事の検閲から送信の過程を通じて記事の管理権を保持する。国防総省はこの点を検閲システムの利点と考える。国防総省は、作戦上の安全が損なわれる危険性に対処するために、以上のような二段階の機会を持つ。しかし問題になつた情報を報道するかどうかを最終的に決定するのは報道機関である。合意の第四原則の下に、安全規則に違反すれば、当該の記者は戦闘地域から追放されることがある。

合意された「九項目原則」の特質は、米憲法修正一条（一七九一年）に規定された「言論・出版の自由」を従軍報道の前提に置いた点である。それは、第一原則で「自由で自主的な報道」を主要な取材方式として確認していることから明らかである。後述するように一〇〇一年の九・一一テロ事件後に「報道の自由のための記者委員会」などニュース・メディア関連諸団体から連名でラムズフェルド国務長官と米議会に送られた書簡でも、憲法修正一条を掲げて「九項目原則」の順守を要求している。⁽²⁴⁾ 国防総省としても、米国の民主主義の命題である憲法修正一条の精神に公然と違背することはできない。しかし、国防総省はグレナダ侵攻作戦から湾岸戦争まで、戦争形態の特殊性や変化を口実として事実上、メディアを戦場から排除する方針をとり、プール取材制に報道活動を閉じ込めてきた。しかもプール取材制自体、実効性が上がらないよう管理されたのである。その反省から「九項目原則」の第二原則では、プール取材制を作戦の初期段階における短期的措置と限定し、自由であるべき従軍取材の基準とはしないことが確認された。したがって第一原則と第二原則でメディア側は基本要求を全面的に獲得したことになる。

第三原則から第九原則までは、従軍取材システムの運営と運用にかかる問題が、主として作戦上の安全と機密保全との関連で取り上げられている。国防総省が、従軍報道を規制しようと意図するなら、総論としての第一、第二原則（報道自由）を各論としての第三原則～第九原則（報道管理）で薄める作業を必要とする。こうした報道管理の面でメディア側と国防総省との最大の争点は、記事や映像の検閲問題であった。この点では合意ができず、両者の見解を覚書としてそれぞれ合意文に付記する形をとった。「言論の自由」の根幹に触れる問題であるため、原則的で明快なメディア側の覚書に比べ、国防総省の覚書は憲法修正一条に触れないようきわめて慎重かつ周到である。両者の覚書で注目されるのは、「検閲」についてそれぞれ強制的なニュアンスを含むcensorshipではなく、「点検」といった程度に受け止められるreviewという

イラク戦争における米従軍報道制の特質と問題点（菱木）

表現を使用し、検閲をめぐる対立を可能な限り緩和させようとしている点である。以上のことから「九項目原則」は少なくとも、八〇年代以降に強まつた従軍報道の大幅規制に歯止めをかけ、自由かつ自主的な従軍報道制の実現をめざした点で大きな成果であった。なお、「九項目原則」は、九六年三月二十九日付で国防長官から国防次官補（広報担当）宛の行政命令として正式に布告され、二〇〇〇年九月二十七日付けで更新されている。⁽²⁵⁾

〔アフガニスタン戦争と九項目原則無視〕

「九項目原則」はしかし、二〇〇一年の九・一一テロに伴つて遂行された同年十月からのアフガニスタン戦争において、ブツシユ政権により完全に無視された。九・一一テロ発生の翌九月十二日、ブツシユ大統領は記者団に対し「報道機関にあらかじめ断つておく。情報源や情報取得の方法は明らかにしない」と宣言した。⁽²⁶⁾あからさまな報道管制の宣言である。ラムズフェルド国防長官も報道機関に対する内部の情報洩れには厳罰処分で臨むとの警告を繰り返した。同九月二十日、大統領の対アフガニスタン最後通告演説に伴い、米軍の同国攻撃が時間の問題になつてくると、報道機関やジャーナリストたちはブツシユ政権が実際に全面的に近い報道管制を敷くのではないか、との警戒を深める。懸念のひとつは、アフガニスタン攻撃開始の段階で従軍取材が公式プール取材のみに限定されることだった。⁽²⁷⁾九一年の湾岸戦争では、プール取材チームは同行する部隊の種類、兵力、展開位置、装備などの報道をしないよう厳重に規制された。その経験に照らし報道機関は、「九項目原則」の履行を国防総省に要求した。

これを受けて二〇〇一年九月二十八日、ビクトリア・クラーク国防次官補（広報担当）と全米（公式）プール取材を担当する各メディアのワシントン支局長約五十人との第一回協議が行われた。ビクトリア次官補はその中で、実戦部隊に記

者らを「埋め込む」(embed) 従軍取材制の導入について検討していることを初めて示唆した。⁽²⁸⁾しかし一方で、九・一一テロ以後の「新しい世界」の情勢下では、時間をかけて検討すべき要素がさまざまに生じていると述べ、当面は、プール取材制を状況に応じて採用していきたいとの姿勢を示した。⁽²⁹⁾協議に参加したワシントン支局長らは、湾岸戦争当時、プール取材制に報道機関を封じ込め、大半の米軍事作戦から記者らを隔離した国防総省のやり方に抗議した。クラーク次官補は、「プール取材制は決して理想的な方法ではなく、ほとんど最後の手段である」と答え、「より開かれた報道方法を考えていきたい」とメディア側の意向を汲んだ前向けの発言をしている。⁽³⁰⁾しかしこの協議で国防総省は、間近に迫ったアフガニスタン攻撃に関し、メディア側に具体的な取材協力の計画を明示せずに終わつた。「国防総省側は決してダメだと否定はせず、すべて検討中と答える」(ハースト系新聞シンジケート、チャック・ルイス支局長)というあいまいな協議内容は、メディア側に深い懸念を残す。⁽³¹⁾

その不安は適中し、開戦段階でクラーク次官補の言う「最後の手段」としてのプール取材すら満足に組織されず、メディアはアフガニスタンで米軍の地上作戦を直接報道する機会を失つた。コロンビア・ジャーナリズム・レビュー誌の編集者ニール・ヒッキーの調査報告によれば、ブッシュ政権の方針は「ベトナム戦争では考えられなかつたようなやり方で記者たちを戦闘部隊から隔離することであり、湾岸戦争での厳しい規制にも増して苛酷な制限をメディアに課すもの」だつた。⁽³²⁾

アフガニスタン戦域において、開戦時の十月初から首都カブール陥落後の十一月半ばに至るまで、報道陣はタリバン空爆に向かう米軍の地上、海上基地に立ち入りがほとんどできなかつた。このため、遠距離からの米爆撃機の出撃状況を直接取材できることはできなかつたし、空爆から帰還したパイロットにインタビュー取材を試みる機会もまつたくといつてよいほどつかめなかつた。⁽³³⁾アフガニスタンに密かに侵攻した米特殊作戦部隊については同行どころか、作戦終了後にその成

否や死傷者数について直接確認の取材をする」とする拒否されたのである。⁽³⁴⁾ ワシントンの国防総省では、報道担当官が毎日、作戦基地や戦闘部隊から続々入る膨大な戦況情報の中から一定量だけを記者会見で披露するという方式を探つた。

戦場での米軍作戦を直接取材できず、ワシントンでもお仕着せの官制情報しか入手できなくなつた報道機関は、「言論の自由」を保障した米憲法修正一条を盾に抗議に立ち上がる。「報道の自由を求める記者委員会」(Reporters Committee for Freedom of the Press)、「全米新聞協会」(National Newspapers Association)、「ナショナル・プレス・クラブ」(National Press Club)、「憲法修正一条プロジェクト」(First Amendment Project)、「情報の自由センター」(Freedom of Information Center)など、言論・報道関係の十一団体は1960年十月十七日、連名でブッシュ政権と議会指導者らに公開書簡を送り、九一年に合意された「九項目原則」に基づき、自由で開かれた従軍報道を認めるよう要求した。書簡は実際にはラムズフェルド長官を宛先として書かれており、同長官に率いられる国防総省への抗議の意思をブッシュ政権全体と議会に知らしめる形をとつてゐる。⁽³⁵⁾

冒頭部分で書簡は、「九・一一テロの事態に照らし、公共の安全や軍事、外交、法の執行、政府の情報活動に関する情報報を国民に知らせる報道機関の役割が、新たに、しかも深刻に問われようとしている」と問題提起した。そのうえで、政府が「言論の自由」を保障した憲法修正一条の下、国民への責務を遵守するために「不可欠」な措置をとるよう要求している。⁽³⁶⁾ ラムズフェルド国防長官らがアフガニスタン戦争を、特殊な性格の戦争として報道機関を隔離し、厳重な秘密主義を貫くべとしている」とに対し、民主主義の根幹である憲法修正一条を盾に巻き返そうとするメディア側の立場は明らかであつた。加えて書簡は、「自由で自主的な報道は強力な軍隊と等しく、民主主義を守護するための中心である」と主張し、「米報道機関は戦時や国家危機に際して必要不可欠な情報を国民に提供してきた輝かしい歴史をもつてゐる」と強調した。

さらに、「米国のジャーナリストらは、過去の軍事紛争を通じ、部隊の移動や展開について責任ある報道を行なう見識を保つてきた」との確信を表明した。

書簡はさらに、九一年の湾岸戦争で国防総省が、きわめて限定的なプール取材制の中に報道陣を封じ込め、報道内容を制御するような措置を取ったことに言及し、その反省から生まれた九二年の「九項目原則」を、アフガニスタン地域などで進行している軍事作戦の報道に適用すべきときだと説いた⁽³⁷⁾。具体的には「九項目原則」の確認とともに、特に①記者らにすべての主要部隊への、また可能な場合には特殊部隊へのアクセスをそれぞれ認める②情報発信に関してメディア側に自らの通信システムの使用を認める③プール取材制は従軍報道の基準システムとせず、軍事行動が遠隔地で行なわれるようなやむを得ない特殊状況下でのみ採用する—という三条件を強く要求している⁽³⁸⁾。また軍に対し、重大な軍事作戦が展開される戦域では必ず（報道機関の便宜のために）「合同情報部」（J.I.B）を設置することを求めた。従軍報道を左右する記事検閲への歯止めとしては①部隊移動や作戦に関する機密を守る目的にのみ限定する②いかなる場合でも報道を許さない特定の情報を一律に設定すれば拒否する③個々の記事によつて引き起こされる現実の危険については、ケース・バイ・ケースで対処する—などの見解を示した⁽³⁹⁾。

「九項目原則」の履行とブッシュ政権、とくに国防総省の秘密主義に風穴を開けることを意図した言論・報道関係諸団体のこの書簡はしかし、翌日の十月十八日、ラムズフェルド国防長官の発言によつて早くも無視されかねない状況が生じた。この日、公式プール取材担当報道機関を代表する各ワシントン支局長らと国防総省との協議が行なわれ、クラーク広報担当次官補のほかラムズフェルド長官も特別に参加した。長官は「九項目原則」合意に基本的な問題はないとの認識を示す一方で、国防総省とメディア側の見解が一致していない「検閲」問題をめぐつては慎重な考慮が必要だとの姿勢に終

始し、メディア側と依然見解を異にした。⁽⁴⁰⁾ 長官は「従来型の戦争であつたなら、軍はプール取材チームの送り込み先を用意できただろう」と述べて、アフガニスタン戦争の特殊性を強調した。さらに「（戦闘）地域の状況は流動的であり、変化している」、「正直に言つてども記者たちを送るか分からぬ」と付け加え、限定的なプール取材ですら作戦の特殊性や機密保全の観点から容易に受け入れられないと立場を繰り返した。⁽⁴¹⁾

ラムズフェルド長官とメディア側の会合の翌日、十月十九日付のワシントン・ポスト紙は陸軍レンジャー部隊を含む米特殊部隊が既にアフガニスタン領内で作戦を展開、戦争は空爆の段階から地上戦闘の段階に入っているとすっぱ抜いた。

戦闘現場への取材アクセスを阻まれるかぎり、ワシントン・ポスト紙のようにメディア側が国防総省内部の情報源から隠された情報を入手しようと試みるのは当然だつた。次の同二十日、マイヤーズ統合参謀本部議長は国防総省での記者会見でワシントン・ポスト紙の報道をようやく追認、軍の撮影班が撮った作戦行動のビデオ映像を紹介し、説明を行なつた。

米降下部隊が秘密の基地から輸送機に乗り込む光景の映像や、同部隊がC-130輸送機からアフガニスタン領南部の飛行場にパラシュート降下し、索敵作戦を展開するシーンの映像がそれぞれ初めて公開されたのである。⁽⁴²⁾

これらの映像は軍撮影班が暗視カメラでとらえたものであつた。マイヤーズ統参議長は作戦規模について、①攻撃目標は十五個所⁽⁴³⁾その中には対空基地と基地防衛の兵器類やレーダーサイトのほか、弾薬・車両貯蔵基地、軍事訓練基地などが含まれる③出動爆撃機は約百機で約九十機は空母から発進し、約十機は長距離爆撃機とC-130輸送機を含め地上基地から発進した—など具体的な数字を挙げて説明した。しかし、作戦行動の場所や作戦の展開プロセスおよび使用された軍事技術などについては、公開映像以外の説明はできないとの姿勢に終始し、秘密主義を通した。

その一日後の二月二十二日、ラムズフェルド長官自身が国防総省で記者会見し、冒頭説明の中で、国防総省当局者が進

行中の軍事作戦について情報を漏洩したことは、作戦従事者を危険に陥れる行為だとして激しく非難した。⁽⁴⁴⁾ 省内の機密保全対策にねじを巻くとともに、ワシントン・ポスト紙への情報リークに対する不快感をあらわにすることで、メディアと当局者との間の情報チャンネルを断とうとする狙いがあつた。⁽⁴⁵⁾ これに対し記者団は、ラムズフェルド長官を筆頭とする国防総省の秘密主義に懷疑と批判を投げかけ、双方の間に激しいやりとりが交わされた。

記者団は、十九日の特殊部隊作戦で攻撃対象にされた飛行場の場所を明らかにできない理由を問い合わせ、「敵側は何が攻撃されたかを既に知つており、いまさら驚くことはない以上、米国民に作戦場所を明らかにするべきだ」と主張した。また、地上作戦行動の開始をすっぱ抜いた二十日付ワシントン・ポスト紙の報道が、「米特殊部隊員の生命を危険にさらしたとでも長官は言おうとしているのか」と問い合わせた。ラムズフェルド長官は「わが特殊部隊の作戦行動中に、国防総省内の人間が情報を一般の人々やアルカイダやタリバンに提供するのはよくない考え方であり、連邦刑法に違反する行為でもあると思う」と述べたが、質問の答えにはならなかつた。⁽⁴⁶⁾ 記者団は追及を緩めず、ワシントン・ポスト紙報道の「どの部分の情報が合法の線を越えたと思うか」と質問した。長官はまたも質問をはぐらかし、「アルカイダやタリバンに米軍がアフガニスタン領に入ろうとしていると知らせることで、人命を危機にさらすという事実をまったく無視している」と情報漏洩への非難を繰り返した。⁽⁴⁷⁾

記者団は、特殊部隊の作戦状況に関する公開ビデオ映像が、軍撮影班によつて撮られ、完全に軍と政府にコントロールされた資料であることに触れ、「こうした取材は政府から独立したメディアがやり方を決めるほうが望ましいと言えるのではないか」と質した。⁽⁴⁸⁾ 記者団がさまざまな論点から、ラムズフェルド長官の秘密主義の非を問い合わせた理由は、まさに自主的な従軍報道に関する「九項目原則」の履行を迫ることにあつた。長官は、「通常の紛争であれば報道陣は米軍に従

軍して前線で取材できる。しかし、今回のような特殊作戦の場合は、敵地にパラシュート降下する。報道陣が比較的小規模の米レインジャー部隊や特殊部隊とともに降下するような戦場ではない」と述べ、「戦闘の特殊性」を前面に打ち出してメディアの従軍取材を拒絶した。記者団は「（降下作戦に同行した）軍の撮影班員も、撮影器具を装着したカメラマンではないか」と食い下がつた。長官は、軍撮影班は作戦状況などを知るために必要であると強調する一方、「特殊部隊にプール取材班を同行させるという考えは妥当な範囲を越えると思う」と答え、限定的なプール取材であっても拒否する姿勢を崩さなかつた。⁽⁴⁹⁾ 記者団は「作戦の特殊性」の盾を突き崩すため質問の矛先を変え、インド洋上から爆撃機を発進させる空母キティホークなら記者のアクセスを認められるのではないか、と質した。ラムズフェルド長官は、「それは可能だ」と答えるを得なくなつたが、「軍部は現時点では適当でないと考えてる」となお、留保の構えを押し通した。⁽⁵⁰⁾ 同じ週、ニューヨーク・タイムズ紙は「軍が記者取材に異例の規制」と題する記事を掲載し、国防総省の秘密主義への批判を展開した。⁽⁵¹⁾

これに対し国防総省もようやく、プール取材すら完全に排除することでメディア側と対立することの不利を認識し、十一月二十七日にアフガニスタン戦争で最初のプール取材を組織した。AP、ロイターの二大通信社と米新聞シンジケートのガーネットが取材代表となり、三社の記者、写真記者らはアフガニスタン南部から米海兵隊に同行し、作戦取材を行なつた。しかし、軍側の秘密主義はプール取材チームとの軋轢を引き起^こす。同海兵隊が十一月五日に味方の米B-52爆撃機に誤爆され三人の死者と十九人の負傷者を出した際、同隊指揮官が記者、写真記者らを倉庫に閉じ込め、犠牲兵士や救援の医療班への取材を阻止するという事態が起きた。「プール取材原則への重大な違反行為」と抗議するメディア側に対し、国防総省報道官は、現地の海兵隊指揮官が「戦闘のさなかに」記者たちを抑制し、「味方の誤爆で米兵ら死傷」という重

大記事の取材を妨げたのは過ちであつたと認めた。⁽⁵²⁾

またビクトリア・クラーク広報担当国防次官補は米メディアのワシントン支局長らに対し文書で次のような陳謝の意を表明した。「最近、数日間の事態は、アフガニスタンにおける米軍事作戦の取材に当たる報道機関に対し、当方の支援態勢が著しく不備であつたことを示している」。加えてクラーク次官補は文中で、メディアのための広報担当部署をアフガニスタン領内の数カ所に設置することを約束し、迅速に「最大限のメディア支援態勢を講ずる」と約束した。⁽⁵³⁾ 民間の広報企業出身のクラーク次官補自身は、他の国防総省首脳陣らと比して、こうした公約を当然果たすべき責務として認識してはいた。十二月二二日、コロンビア・ジャーナリズム・レビュー誌のニール・ヒッキーとのインタビューでクラーク次官補は、既にマザリシャリフのバグラム飛行場とカンドハル近郊の海兵隊基地にそれぞれ、広報担当官を配置したと述べている。また、アフガニスタンやその他の地域で、国防総省のメディアへの対処方針が米部隊の末端まで明確に浸透していない。なかつたと述べ、自らの責任であるとした。⁽⁵⁴⁾

しかし軍部の対応はなお迅速さを欠いた。十二月二十日、米メディアの写真記者ら三人がトラボラ地域の近くでアフガニスタン軍兵士に拘束される事件が起きた。あきらかに米軍の要請によるものと見られ、写真記者らが撮影した米軍兵士らの映像は差し押さえられた。同地域における米軍の存在は国防総省が既に明らかにしており、機密事項ではないにもかかわらずである。⁽⁵⁵⁾ また、実際に戦場取材が必要な場所に広報担当部署が設置されたのはカンドハル近郊の海兵隊基地だけだつた。メディア側はアフガニスタンに隣接するウズベキスタンやパキスタン領の米軍基地へのアクセスを強く要求したが、国防総省は、それぞれの国の立場上、不可能だとして拒否し続けた。⁽⁵⁶⁾

アフガニスタン戦争は、ラムズフェルド国防長官が繰り返し強調した意味での「特殊な戦争」ではなく、九・一一テロ

以降、アフガニスタン国境沿いに米軍と同盟国軍の兵力増強がニュース・メディアの取材を排除して進められたという意味で「特殊」であった。二〇〇一年十月七日にアフガニスタン攻撃が開始されたとき、同国領内にいた米記者は独自に入国を果たしたごく少人数でしかなかつた。⁽⁵⁷⁾ 結局、アフガニスタン戦争においては、「九項目原則」による従軍報道を要求する米ニュース・メディアの執拗な攻勢は、国防総省の秘密主義の壁に阻まれ、成果をみることがなかつた。

三 広報戦略の変化と従軍報道（embed）制の導入

【メディア利用への発想転換】

しかし二〇〇二年に入りアフガニスタン戦争が終結し、ブッシュ政権が次の攻撃目標をイラクに設定していく段階で、従軍報道にかかる国防総省の政策は、消極的な秘密主義からメディア利用の積極的な広報主義に顕著な転換を遂げる。その転換は、アフガニスタン戦争で露呈した秘密主義の欠陥に対する反省から生まれた。九・一一テロからアフガニスタン戦争にかけて米統合参謀本部の広報担当将校を務め、イラク戦争でも報道関係の責任者の一人だつたラリー・コックス空軍中尉は二〇〇三年四月、コロンビア・ジャーナリズム・レビュー誌のインタビューに対し、転換の理由を次のように明快に説明している。

「アフガニスタンではタリバン勢力および、ある程度アルカイダ勢力が精力的にプロパガンダ作戦を開拓し可能な限り自らに有利な情勢をつくりだそうとした。アフガニスタンでは米側のメディアが地上で自由な取材をほとんど展開できていらない状況をうまく利用したのだ。民間人の死傷者や損害がない場合でも、相手側はあつたかのように見せ掛ける能力に長けており、取材報道によつて世界に実相が伝えられないかぎり、真偽が分からぬといふ事態が起きた。（中略）われ

われは、メディアが戦場で最大限に自由に活動できるように計らう必要性を痛感した。メディアが米軍や連合軍の統制を受けるのではなく、第三者として客観的な立場からの取材により敵側のウソと誇張を明らかにするような報道が必要とされたのである。アフガニスタン戦争が始まつて数カ月すると、それはきわめてはつきりしてきた。アフガニスタン戦争はやがて落ち着いたので、その教訓を将来の紛争に生かすことが適切な方針となつた」。⁽⁵⁸⁾

その結果、国防総省から死に体同然の扱いを受け、アフガニスタン戦争でも事実上、無視されてきた「九項目原則」による従軍制度の大幅活用案が浮上したのである。従軍制度活用の構想は、イラク戦争の準備作業の初段階から導入された。⁽⁵⁹⁾ ラリー・コックス空軍中尉は同インタビューの中で、従軍報道政策の転換にはもう一つの要因、則ちニュース・メディアの報道に関連する情報通信技術の飛躍的な進歩を挙げている。具体的には①通信衛星による戦場からのリアルタイム報道②ニュース専門のケーブルテレビ・チャンネルの増加と二十四時間通しの報道③インターネットの普及に伴う活字メディアの電子版ニュースの競争などが指摘された。こうした新たなメディア状況の中で、報道規制にこだわるよりも、軍事戦略にメディアを組み込むことの有利性と必要性を認識して、従軍報道の転換を図る調整作業が進められたのである。⁽⁶⁰⁾

この作業の中核を担つたのは、ビクトリア・クラーク広報担当国務次官補である。ブッシュ政権下で二〇〇一年四月に女性として初めてこの地位に登用されたクラーク次官補は、国防総省の広報事業と関係の深い大手PR企業、ヒル・アンド・ノートン（Hill & Knowton）社のワシントン事務所長から同省入りした。ヒル・アンド・ノートン社は九一年の湾岸戦争の際、ブッシュ（父）政権の戦争政策推進に広報戦略の面から深く関わつたことで知られる。⁽⁶¹⁾ またクラーク次官補はかつてブッシュ副大統領（レーガン政権当時）の広報スタッフやジョン・マケイン上院議員（共和党）の広報担当秘書などを務め、政治関係の広報専門家としてのキャリアを築いてきた。⁽⁶²⁾

イラク戦争における米従軍報道制の特質と問題点（菱木）

ブッシュ政権は二〇〇一年七月から対イラク戦争に向けた広報戦略の展開にかかり、同九月には政権全体の広報体制を調整、統括するグローバル・コミュニケーション室（Office of Global Communication=OGC）がホワイトハウスに設置された。そしてクラーク次官補は、ホワイトハウスのコミュニケーション局長ダン・バーレット、OGC室長タッカー・エスキュー、メアリー・マタリン副大統領補佐官、バウチャー国務省報道官らによる毎朝の全体会議の主力メンバーとなり、ブッシュ政権の統一的な広報戦略の構築を進めた⁽⁶³⁾。⁽⁶⁴⁾イラク戦争は、内外世論の支持を取り付けるための情報戦争が決定的な意味をもつという認識で広報責任者らは一致していた。

これとは別してラムズフェルド国防長官は、省内の広報専門家や与党共和党関係者らからなる非公式の広報戦略グループをつくり、イラク戦争に向けた対策を練らせた。クラーク次官補がまとめ役として同グループの運営にあたつた。ホワイトハウスの統括広報グループとラムズフェル広報戦略グループの論議を踏まえ、クラーク次官補は部下の広報スタッフらと懸案の従軍報道制について抜本的転換の作業を進めた⁽⁶⁵⁾。⁽⁶⁶⁾戦場の実戦部隊にメディアの報道陣を大量に埋め込み、可能な限り自由な取材、報道を認める方針が固まった。九一年の「九項目原則」を大幅に取り入れた画期的な内容である。

〔クラーク計画書〕

クラーク次官補が同年秋、ホワイトハウスの国家安全保障会議（NSC）に提出した従軍報道制に関する計画書は、「メディアが前線からライブ報道を行なうことで米国民は好ましい情報も不都合な情報も受け取ることになる」と指摘している。それが有効な方式である理由として「（敵側を含む）他の方面からの虚偽情報や歪曲情報」がメディアに植え付けられないように、従軍メディアにすべてを報道させてしまう利点を上げている。計画書はさらに「戦場の米軍は（メディア

に）情報を探知する必要がある」と積極広報の観点を提起し、部隊の指揮官にメディア対応の権限と責任を与えるべきであると主張した。また、米軍は地上作戦にあたる部隊を含め、米国および外国のメディアに対し便宜供与を提供すべきことも指摘している。こうして実戦部隊に積極的に導入され「埋め込まれ」た従軍記者らは「部隊の一員として生活し、作業にあたり、移動する」と説明され、その結果、「最大限に活動し、深く取材することが可能となる」と記述されている。⁽⁶⁷⁾「この発想転換は、情報市場を支配してイラク政権のかねてからの虚偽と情報操作に対抗するために行なわれた」という国防総省高官の言葉⁽⁶⁸⁾に象徴されるように、新従軍報道制は「言論・表現の自由」を土台とする「九項目原則」に沿いつつも、実体的には対イラク情報戦争で米軍が支配権を掌握し、イラク側のメディア操作を無力化することに狙いがあった。とりわけ米国内にあつては、戦場からの従軍報道をブッシュ政権の好、不都合にかかわらず絶えずテレビ、新聞、インターネット上にフローさせることで、敵性ないし反米性のニュースの流入を阻止しようとしたのである。

クラーク次官補の従軍報道計画は、二〇〇二年十月三十日に国防総省が開いた米メディアのワシントン支局長クラスとの会合で具体化に動き出す。この時点でイラク戦争の実行は公式的には未定とされていたため、国防総省は仮定の「有事作戦計画」の一環として従軍報道問題を協議するという名目で会合をもつた。⁽⁶⁹⁾会合にはクラーク次官補だけでなく、ラムズフェルド国防長官も出席し、従来の秘密主義からの転換を強く示唆した。長官は支局長らに、イラクやアフガニスタンの政権やテロ組織アルカイダが①情報操作に巧みであり②病院や診療所、学校などの近くでさまざまな軍事行動をし、爆撃を受けるとこれらの病院などから患者を連れ出し、爆撃被害に遭ったように装つたと述べた。そして、「記者たちが現場にて正確に職業意識をもつて報道してくれれば助かる」、「もし従軍記者がいればとくに役立つ」とメディアへの期待感を表明した。⁽⁷⁰⁾会合の冒頭、ブライアン・ホイットマン国防部副次官補は、米軍の作戦行動を決定した場合に実戦部隊に

従軍記者を受け入れることを国防総省の最高レベルが承認していると、支局長らに説明しており、ラムズフェルド長官の発言はそれを裏付けるものであった。会合では、従軍記者に対する事前の「軍事訓練」計画にまで説明が及んだ。⁽⁷¹⁾ 国防総省の意図を乗せて、「九項目原則」に基づく従軍報道制の具体化がこの会合を起点に動きだしたことは確かであった。

一〇〇三年に入るとブッシュ政権の対イラク戦争準備は本格化し、関連して従軍報道制も実施計画の仕上げ段階を迎える。クラーク次官補は同年一月十四日、ホイットマン副次官補ほか米中央軍司令部、陸軍、海軍、空軍、海兵隊の各広報担当官を率いて、米メディアのワシントン支局長らとの会合を開き、国防総省の計画概要を説明した。クラーク次官補は会合の冒頭、新計画がラムズフェルド長官、対イラク戦の総司令官と想定されるトニー・フランクス中央軍司令官およびリチャード・マイヤーズ統合参謀本部議長らが積極的にかかわり作成されたものであることを強調した。⁽⁷²⁾ 対イラク戦争においては、首脳部全体の同意に基づく従軍報道制が導入されることを公式に表明したのである。

既に国防総省は一〇〇二年十一月⁽⁷³⁾から、従軍取材を前提にした軍事教練を希望する記者らに対して実施し始めていた。バージニア州のクアンチコ（Quantico）海兵隊基地やノーフォーク（Norfolk）海軍基地、ジョージア州のフォートベニング（Fort Benning）基地などで十数人から数十人のグループに分けて教練が始まつたが、ホイットマン副次官補の説明では、一〇〇一年中に軍事教練を申請をした記者らは計四百人以上に上つた。⁽⁷⁴⁾ 同会合でクラーク次官補が明らかにしたことによると、その後、軍事教練申込み者数はさらに増えて百九十七の報道機関（米国百十六、外国八十二）から計七百七十一人が登録した。この時点で既に計一百三十八人が教練を終了している。

四、従軍報道ガイドライン

以上のプロセスを経て、国防総省の従軍報道ガイドラインが2003年1月3日付で米政府関連各機関に通達され、米有力メディアにも送られた。予期されたように同ガイドラインは、従来の秘密主義路線から転換し、「九項目原則」の趣旨を大枠で認めた点で画期的な内容になつた。しかし①国防総省の戦争政策の推進と鼓舞に従軍報道を積極的に活用する②作戦行動に関する報道には厳しい制約を課す——というメディア・コントロールの狙いも巧妙に組み込まれた。この狙いこそ従軍報道制の転換を可能にした最大の要因であつたことは先述した通りである。

ガイドランスは①目的②方針③手続き④従軍原則⑤予防接種・防護装具⑥機密保全⑦その他一の七項目から成つていて、ガイドランスの性格を把握するため①、②および⑥の全文を紹介し、③、④の必要部分を抜粋してそれぞれ分析を行なう。

九二年の「九項目原則」の成文では報道機関を指す用語として「news organizations」が主として使われたのに対し、従軍報道ガイドランスでは「media」が統一的に使われた。訳語も「メディア」で統一する。

〔将来起こりうる米中央軍（CENTCOM）の管轄地域における軍事作戦・展開にかかる従軍報道（Embedding Media）の広報ガイドランス⁽⁷⁵⁾〕

2003年1月3日

国防長官、広報担当国防次官補事務所

（1）「目的」

イラク戦争における米従軍報道制の特質と問題点（菱木）

この通達は、中央軍司令部管轄地域において将来起こりうる軍事行動・展開にメディアを従軍（embed）させるにあたつての手引き、方針、および手続きを定めたものである。これは必要に応じて他の統合軍管轄地域にも適用される。

(2) 「方針」

A 軍事行動の報道に関する国防総省の方針は、従軍取材によりメディアが米国の空軍、陸軍および海軍への長期にわたる、できるだけ制限のないアクセスを得られるようにすることにある。今後の作戦行動をめぐるメディアの報道によつて、現在から何年も先にわたり国家安全保障環境に対する人々の認識が大きく形成されることになる。これは米国民の場合、真実である。同盟諸国の国民の場合も真実であり、これら諸国との連合を持続できるかどうかに影響する。このことは、われわれが作戦を開拓する国に対してもあてはまり、その国民の米国に対する考え方次第で米国の介入コストや介入期間に影響が生じる。その地域に平和と安全をもたらすための戦略は、民主主義の理想を支持するという長期にわたるわれわれの責務の遂行によって最終的に成功を収めることができる。他の勢力がメディアに虚偽情報や歪曲情報を植え付ける前に、内容が良くて悪くとも、事実を伝える必要がある。他の勢力の情報操作が行なわれ続けることはきわめて確かである。このため、戦場にある米軍は自ら情報を発信する必要がある。部隊に関する情報の取材をメディアに保証できるのは指揮官のみとする。われわれは、地上作戦に従事する部隊を含め、国内外メディアの米軍への取材アクセスのために体制を整えなければならない。この目的は作戦開始の時点から適正に果たさるものとする。その遂行のために、われわれはメディアを部隊に埋め込む。埋め込まれたメディアは部隊の一部として生活を共にし、作業し、移動し、その立場を最大限に生かして戦闘中の米軍、あるいは関連の作戦に従事している米軍について詳細な報道を行なう。指揮官と広報官は互いに協力し、作戦の安全とメディアの要求のバランスを図るために協調しなければならない。

B メディアはすべての作戦行動を理解するために、空軍、地上軍の基地および艦船の部隊の兵員の中に埋め込まれる。メディアは可能な場合はいつでも、作戦準備状況や戦果報告を含め作戦行動を取材できる。

C 従軍取材 (media embed) を、メディアを代表する記者が数週間あるいは数ヶ月間も部隊にとどまる」とと定義する。指揮官は必要に応じて部隊員と同等の宿舎、配給物を供給し、医療手当を行ない、要請があれば軍の輸送手段の利用を認め、報道用記事などを作成、送信するための通信手段を提供する。

C 1 従軍記者は、従軍中の移動に自己の乗り物を使用してはならない。

C 2 特定の作戦行動を取材するための機材の運搬には、可能な範囲で軍事輸送のスペースを利用できるようとする。メディアは各自の機材を積み降ろすこと。戦場取材のためメディアが戦場間の空輸手段を優先的に使用することを奨励する。メディアが戦場の米部隊を最大限に取材できるように軍の車両、航空機、艦船の座席の利用を認める。

C 3 軍に関する報道が遅滞なく流れるように各部隊は、メディアが報道製品 (media products) を戦場へ届けたり、戦場から送り出したりする作業を支援するための空輸、供給計画を立てるべきである。商業用通信手段が利用困難な場合、メディアは軍の通信手段によつて取材内容を送信することが認められる。

C 4 メディアによる通信設備の使用はとくに禁止されることはない。ただし部隊の指揮官は、作戦上の安全確保の理由により電子機器による通信を一時的に制限することもある。指揮官あるいは指揮官代理の指示がない場合、メディアは戦闘時の電子機器の使用について承認を求める。通信手段については、記者らが配属された部隊に到着した際、十分話し合うものとする。

(3) 「手続き」

A 広報担当国防次官補事務所 (The Office of the Assistant Secretary of Defense for Public Affairs,OASD/PA) はメディアを管理するための中央機関であり、メディアを部隊に割り当てる従軍報道員。従軍取材の機会は個々の記者ではなくメディアに割り当たられる。記者らの従軍配属先は各メディアに担当の広報官が決める。

B—C (略)

D フリーランスの記者は、メディアに選任された場合に従軍が許可される。

E—P (略)

Q 情報の公表の基準は、「なぜ公表するのか」ではなく「なぜ公表しないか」を考えるべきである。決定はなるべく早くなされるべきで、数時間ではなく、数分が望ましい。

R 報道内容に関する一般的な検閲 (review) はしない。

S—W (略)

(4) 「従軍原則」

米軍と従軍メディアの安全のため、メディアは決められた従軍原則 (ground rules) を厳守する。同原則の違反は従軍するメディアが事前に同意、署名する。従軍原則に違反すれば、従軍を即刻やめさせ、作戦地域から引き揚げさせる結果を招く場合がある。従軍原則は、軍事作戦行動を報道する権利を認める」とを趣旨とする。中傷的、否定的な情報が流れのを防止する意図は決してない。従軍原則の基準項目のいかなる修正も、広報ルートを通じて中央軍司令部の広報部門に通知し承認を求める。従軍原則の基準項目は次の通り。

A すべての兵員へのインタビューはオン・ザ・レコードとする。航空機パイロット、搭乗員へのインタビューは任務完

了後に許可される。しかし、情報の公表はこの従軍原則による。

B 活字・放送による報道はすべて細則にしたがつて発信地・日付けを入れる。細則は窓口である中央軍司令部によつて調整される。

C 従軍取材する報道機関の火器の所持は認めない。

D カメラのフラッシュやテレビライトなどの発光体の使用には制限が加えられる。現場の指揮官が事前に許可をえた場合を除いては、夜間の作戦行動中にカメラのフラッシュを使用することはできない。

E 作戦行動の安全のため、解禁日が設定されることがある。作戦行動上の安全の問題があるときのみ設定され、問題が解決したときは、ただちに解除される。

F (略)

G 次の種類の情報は報道により作戦・人命に危険をもたらす恐れがあるので、公表してはならない。

G1 軍団・海兵隊進攻兵团より小規模な部隊の具体的な兵員数。

G2 空軍進攻兵团と同規模またはそれより小規模な部隊の戦闘機の具体的な機数。

G3 その他の施設や重要補給品（たとえば火器、戦車、上陸用舟艇、レーダー、トラック、水など）に関する具体的な数字。

G4 空母艦隊より小規模な艦隊の具体的な艦数。

G5 国防総省や中央軍司令部による発表以外の、部隊が位置する特定の地名、基地名および公表の許可のないこれらの場所を特定できる映像。

- G 6 将来の作戦に関する情報。
- G 7 明らかな場合を除いて、基地や野営地における防衛策に関する情報。
- G 8 基地や野営地のセキュリティ・レベルを示す写真。
- G 9 戰闘規則。
- G 10 情報収集活動についての情報。
- G 11 作戦効果を最大限に引き出すため、攻撃開始時の報道には細心の注意が求められる。第一陣の帰還まで、あるいは指揮官の許可が出るまで、滑走路や地上からの生中継を禁ずる。
- G 12 作戦中の友軍の動きおよび展開に関する具体的な情報は作戦の安全や人命に危険をもたらす。交戦中の情報は現場の指揮官の許可が下りるまで公表しない。
- G 13 特殊部隊の作戦、空中作戦など特殊な戦法、戦術に関する情報については、「低い」「速い」などの大まかな用語であれば使つてもよい。
- G 14 敵の電子戦の有効性についての情報。
- G 15 作戦延期あるいは中止を識別できる情報。
- G 16 捜索・救助活動の計画中ないし実行中における行方不明機、墜落機、不明船舶に関する情報。
- G 17 敵軍のカモフラージュ、防御、情報収集、セキュリティ対策の有効性についての情報。
- G 18 戦争捕虜の顔や名札など人物の特定につながる映像や写真。
- G 19 捕虜収容作戦の映像、写真や捕虜へのインタビュー。

H 負傷兵についての取材（略）。

(5) 「予防接種・防護装具について」（略）

(6) 「機密保全」

A メディアの報道製品（media products）は機密保全のための検閲（review）ないし査閲（censorship）の対象としない。但しA1項目に記されたケースを除く。情報源の安全確保は規則として遵守する。米軍事要員は機密情報を不当ないし不注意な暴露から守る。メディアが取り扱いに注意を要するセンシティブな情報を入手した場合、その情報が機密扱いでなくても敵側にとつて作戦上の価値があるか、ほかの非機密情報と合わせれば機密情報の内容が分かるおそれのあるときは、部隊の指揮官あるいはその代理が事前に、同情報の使用や開示を禁止する旨をメディアに通告する。メディアは疑問があれば、部隊の指揮官や代理と協議する。

A1 従軍取材においては、その性質上、取り扱いの注意を要するセンシティブ情報に関しルール遵守の問題が生じる。

(4) 「従軍原則」G項目に列記されたような部隊移動、戦闘準備、物資保有の能力とその脆弱性およびその他の情報が該当する。部隊の指揮官あるいはその代理は、メディアの要員がそのようなセンシティブ情報を入手しようとしていると判断する根拠があれば、情報への接近を許可する前に、情報の安全を守るために適切な注意を喚起する。第一の安全策は、メディアに対し、どの種の情報がセンシティブであり、どのような情報を取材するに当たっての制約が何であるかを事前に説明することである。仮にメディアが不用意にセンシティブ情報に接した場合、どのような情報の取材を避けるべきかを説明すべきである。あるニュースの取材が事前ブリーフィングや秘守誓約で保護された範囲を超えるセンシティブ情報の暴露をもたらす場合でも、その取材が国防総省にとって大きな利益になると判断した場合、部隊の指揮官またはその代理

イラク戦争における米従軍報道制の特質と問題点（菱木）

は、記者が機密保全のため取材内容の検閲 (review) に同意すれば、取材の機会を与えることもあり得る。この種の取材と引き替えて機密保全のため報道内容の点検に合意することについては、記者の自由意思によるものとする。記者が同意しない場合は取材を認めない。機密保全のための検閲で合意しても、それは軍が編集に手を加えるものではなく、報道内容にセンシティブな情報あるいは機密扱いの情報が含まれていないことを確認するためだけに行なわれる。その種の情報が含まれている場合、メディアは当該情報を取り除くか、当該情報が機密情報ないしセンシティブ情報でなくなる時点まで報道を延期することを求められる。検閲は、作戦行動を妨げたり報道を遅らせないように実際的に極力早く行なうものとする。検閲の過程において論議が生じた場合は、司令系統を通じるか広報ルートを通じて広報担当国防次官補事務所に申し出しができる。この項目は、メディアに機密情報へのアクセスを許可する権限を指揮官に与えるものではない。

A2 報道内容は、搜索、押収の対象にはならない。機密情報が危険にさらされ、記者がその情報の削除を拒否した場合、できるだけ早くCPIIC (Coalition Press Information Center = 連合軍報道情報センター) か広報担当国防次官補事務所に通知し、その問題がメディアの幹部によって処理されるようにする。

(7) 「その他」 (略)

〔検閲問題〕

従軍報道ガイドンスの「方針」 A項で示された国防総省の見解をみれば、同省によるメディア活用の位置付けはきわめて明確であった。米作戦行動をメディアがどう報道するかで米国内外の世論が決まり、それが米国の戦争コストや介入期間に大きな影響を及ぼす、との観点に立ち、従軍報道制をイラク情報戦争の重要なツールとして設定した。このため、従

來の秘密主義から一転し、戦場の指揮官に対しても、従軍記者への可能な限りの情報開示を徹底させようとしている。「内容が良くても悪くても事実を伝える必要」は、敵勢力が米軍の作戦行動について虚偽、歪曲情報をメディアを利用して広めることを阻止するためだと正式に説明された。

メディア側と国防総省側の最大の争点となってきた検閲問題では、国防総省側の姿勢に基本的な変更はなかつた。しかし、「手続き」のR項目で「報道内容に関する一般的な検閲 (review) はしない」と明記し、「機密保全」のA項では review のみならず、より強制的な意味を含む censorship もしない、と確約している。これは作戦取材の自由、自主を主張するメディア側の立場に一定の理解を示したものと言える。その代わり、「従軍原則」のG項目で十八種におよぶ報道禁止措置を設定し、機密保全の歯止めとした。加えて、「機密保全」のA1項で例外規定を示して検閲システムを温存し、メディアによる機密情報あるいはセンシティブ情報の入手と開示に制約を付けていた。しかし、従軍報道制の積極活用へ踏み切った国防総省の広報戦略は、不都合が生じないかぎり、メディア報道への干渉を控えることを基本方針とするものだつた。

五、従軍報道制の評価と課題

二〇〇三年三月十七日に始まつたイラク戦争に総計七百人を超える多数の記者たちが国防総省の「従軍規則」に同意、署名して、各作戦部隊に同行することを認められた。この結果、米軍史上、最大規模の従軍報道が実現した。第二次世界大戦の歐州戦域における米軍のノルマンディ上陸作戦ですら、同行記者は数十人を数えるに過ぎなかつた。また、メディアの自由、自主取材が大幅に認められていたベトナム戦争においても、長い期間、単独の部隊と行をともにして取材活動を展開するケースはほとんどなかつた。⁽⁷⁶⁾ 戰争は米軍の圧倒的な軍事力の行使によつて四月八日にはイラクの首都バグダッ

ドが陥落、フセイン政権の崩壊が決定的となつた。この時点で従軍報道に加わっていた記者たちは部隊を離れ出す。⁽⁷⁷⁾ 開戦からバグダッド陥落までの約三週間が実質的な従軍報道の期間となつた。陸、海、空、海兵隊の各部隊に分散して実施された従軍報道の態様に関する調査や研究は緒についたばかりである。本章では、二〇〇三年九月までに明らかにされた資料によつて、三週間の従軍報道に現れた特質と問題点の摘出を試みる。

〔軍、メディア双方の評価〕

第一に、メディア側にとつては、国防総省の従軍報道ガイダンスが報道の「自由」と「自主」をどこまで許容するかが問題であつた。メディアの積極活用を新方針に据えた国防総省は事実、事前検閲などの規制を極力避けた。このため、メディア側から「自由」「自主」報道をめぐり、少なくとも表立った抗議がなされることはなかつた。クラーク国防次官補は二〇〇三年六月十七日にワシントンのブルックキングズ研究所で開かれた「イラク戦争のメディア報道を評価する」シンポジウムの席上、「従軍記者との間でもめ事はほとんどなかつた」と総括している。⁽⁷⁸⁾ また「記者たちは機密保全に関する報道禁止事項を遵守している限り、かなり自由に報道できた」（ジェフ・ゴールドマン米CBSテレビ放送プロデューサー）という証言は、メディア側に共通した評価である。⁽⁷⁹⁾ 米第七海兵師団に従軍したセントルイス・ポスト・ディスパッチ紙のロン・ハリス記者は、指揮官たちが従軍記者に対し、部隊の動向について隠さず説明してくれたと次のように証言している。

「われわれは攻撃についての事前ブリーフィングも事後の説明もすべて受けた。われわれは敵勢力を利するような情報を報道することはできなかつた。たとえば、対敵攻撃や部隊の移動など、これから始まろうとしている作戦行動は報道で

きなかつた。しかし、事後になれば報道できた。⁽⁸⁰⁾

「指揮官たちは、彼らの質問に非常によく答えてくれた。取材を全面的に認めてくれた。なかには報道できないこともあつた。しかし、彼らに聞けば現在の行動理由や、これから行動予定をいつでも知ることができた。⁽⁸¹⁾」このほか、メディア側にとつての成果は、従来ならきわめて困難であつた戦場からの記事、映像を「信じられないくらいに速く世界中に送り出せるようになつた」⁽⁸²⁾ことであつた。英BBC放送は、「従軍記者たちは、過去に例をみない方式で戦争を家庭に持ち込んだ」と意義付けた。⁽⁸³⁾

[テレビ従軍報道の問題点]

このような戦場と家庭を直結させるような報道方式は、新聞メディアよりテレビ・メディアの影響力をより一層強める効果をもたらした。それこそ、世界中のテレビを米国サイドの戦争情報で埋め尽くそうとする国防総省の意図に合致するものであった。しかしその故にテレビ・メディアは従軍報道の功罪を厳しく問われる一面を持つようになる。

ニューヨークのコロンビア大学と提携しているジャーナリズム調査機関、The Project for Excellence in Journalism (PEJ) がイラク戦争の初段階で行なつた調査は、従軍テレビ報道の性格と特色を如実に示している。PEJは開戦直後の1003年3月22日、23日、24日の三日間にわたり、米三大テレビ放送網 (ABC, CBS, NBC) と同一大ケーブル・テレビ網 (CNN, FOX NEWS) が放送した従軍ニュースについて分析を試みた。これら五局がそれぞれ朝と夕刻の時間帯に設定している報道番組の中で取り上げた計百八本の従軍ニュースが対象とされた。⁽⁸⁴⁾

その結果、PEJはテレビ・メディアの従軍報道に現れた特色として、①戦闘状況に焦点②大半が編集過程を抜きにし

イラク戦争における米従軍報道制の特質と問題点（菱木）

た戦場からの生中継③全体状況の文脈を欠くが詳細な内容——の三點を挙げた。その根拠として P E J は次のような分析データを示している。

- ① 従軍報道のうち九四%が基本的に事実を伝えるリポートである。
- ② 従軍報道の六〇%は戦場からの生中継であり、編集され整理された報道ではない。
- ③ 従軍記者だけが報告するニュースが八〇%を占め、戦場の兵士らが直接話す場面は少ない。
- ④ 従軍報道の四七%は、軍事行動とその成果についての描写である。
- ⑤ 従軍報道はドラマティックではあるが写実的ではない。砲火を浴びている人々の映像を紹介した報道は一本もなかつた。⁽⁸⁵⁾

戦場からの「ぶつけ本番」の記者リポートがテレビ従軍報道の柱として性格付けられた理由は、P E J も指摘するよう⁽⁸⁶⁾に通信技術の飛躍的な発達によるところが大きい。従軍記者は衛星中継用の携帯通信機器を使って音声、映像をリアルタイムで世界中に送り届けることができるようになった。加えて、従軍報道ガイドンスに基づき記者を「埋め込んでいる」部隊は、軍の通信システムを従軍記者に便宜供与する態勢ができていた。P E J は、先端的な通信技術の恩恵で、過去の戦争では見られなかつた戦場からの優れたテレビ・リポートがかなり生まれたことを認めていた。しかし一方で、素早く直接に大量の情報を現地発信できるという通信技術のために、かえつて放送のための情報が錯綜し、混乱や誤報を引き起こすというマイナス面の傾向が顕著に現れたことに警鐘を鳴らしている。テレビ報道にあつても、「優れた記事は注意深く書かれ編集プロセスを経て生まれる」のが基本である。P E J は、従軍記者のリポートが部分的に語った説明が、繰り

返されるうちに脚色され誇張されていく危険性についても警告している。⁽⁸⁷⁾

「従軍報道に現れた「二つの戦争」」

テレビの従軍報道は、その速報性と未編集のまま生中継で茶の間に飛び込む迫真性とドラマ性のために米国民を惹き付けて了。ロサンゼルス・タイムズ紙の二〇〇三年四月上旬の調査によると、大半の米国民がイラク戦争の情報を得る第一の手段として、新聞報道ではなくテレビ報道を選んだ。⁽⁸⁸⁾ 新聞メディアの従軍記者の取材作法は、テレビ・メディアのそれと比べてよりオーソドクスであった。多くの米有力紙についてみれば、従軍報道上の制約はあつても偏向を避け、注意深く、掘り下げた報道を行なおうとする努力がうかがえた。その結果、テレビ・メディアと新聞メディアの従軍報道には質的な違いが目立つケースが生じた。米第三歩兵師団の部隊に従軍したアトランタ・コンステイチューション紙のロン・マーツ記者は、従軍報道では「二つのイラク戦争」が存在したと次のように表現している。

「私が見て書いた戦争は、すべての戦争がそうであるように、混乱と混迷に満ちたものであった。それは、作戦の計画や任務が毎日のように変わり、ある時には一時間に三二回も変わるものであった。民間人が死に、ひどく傷つく戦争だった。伝えられる情報、水や予備部品の供給に乏しい補給システム、さらには戦争の大義に兵士たちが疑問を抱く戦争だった」。「しかしそんな戦争は、テレビを観て、たまにしか新聞を読まない人々にとつては見たくも考えたくもない戦争のようである。人々がテレビで観たり、観たと思う戦争は、細部まで練り上げられ完璧に遂行される類いの戦争である。そこでは兵士たちはだれも不平をこぼさず、問題も抱えていないのだ。その戦争では、民間人はめったに死ない」。⁽⁸⁹⁾

テレビ報道の内容と反するマーツ記者の新聞報道に、多くの批判的なメールが視聴者・読者から寄せられたが、愛国的

イラク戦争における米従軍報道制の特質と問題点（菱木）

な感情に駆られたものが多かった。たとえば、「何百万人もの愛国的なアメリカ国民は、お前が『よきジャーナリズム』の仮面をかぶり、いつも軍隊やブッシュ大統領やアメリカに憎悪のつばを吐きかけるさまでうんざりしている」というような抗議である。⁽⁹⁰⁾

このような米国民の反応は、部隊と同化したテレビ・リポーターたちの「愛国的報道」への共感を背景にしている。メデイアの「部隊への同化」は「埋め込み」方式の従軍報道制を導入した際の国防総省の主要な戦略目的であった。その目的が成功した象徴的な事例として、ロバート・ジエンセン教授（テキサス大学、ジャーナリズム論）は、米第三歩兵師団の部隊に埋め込まれたCBSテレビのジム・アクセルロッド記者のケースを挙げている。同記者は戦場からの生中継放送の際、視聴者に作戦情報の説明を受けてきたばかりだと告げ、「われわれに命令が下りました」とリポートした。すぐに「兵士たちに命令が下りました」と言い直したが、「この言い違えに気がつかないわけにはいかない」とジエンセン教授は指摘している。⁽⁹¹⁾

また同教授は、感情的で中身のないテレビ従軍報道の例として二〇〇三年三月二十日のCNN番組を挙げ、同様の報道が多かつたことに注意を喚起している。「知るべき中身があるのか」と問われたのは、第七機甲師団の部隊に従軍したウォルター・ロジャーズ記者とCNNニュース番組のアンカー、アーロン・ブラウンの次のやり取りである。

ロジャーズ「ご覧いただいている映像はまったく驚くべきものです。これらは第七機甲師団が南部イラク地帯の砂漠を疾走している光景です。……戦車の中に入りますと、龍の腹の中で走っているような感じです。轟々とうなり、ぎしぎしときします。今、速度を落しています。戦車の前に出ないよう注意が必要です。しかし、ここから見えるものは……」
ブラウン「あっ！あの砲火を見てください」

ロジャーズ 「……まさに歴史的なテレビジョンでありジャーナリズムであります」⁽⁹²⁾

このテレビ・ニュース番組のやり取りと対照的に、従軍報道におけるジャーナリズムの自主性と公正性を証明した例としてしばしば言及されるのは、ワシントン・ポスト紙のウイリアム・ブランガーン記者の記事である。ブランガーン記者が従軍した第三歩兵師団の部隊はバグダッド南方百数十キロのナジャフ近郊で三月三十一日、検問所に接近してくるバン・トラックを発見、ブラッドレー戦車が二五ミリ砲で砲撃して同トラックを破壊した。乗っていた十五人の婦女子らの中に死亡者が出てた。数時間後、米中央軍当局者は事件の概況を発表し、トラックの運転手が警告射撃を無視したための措置だったと正当化する。国防総省は死者数を七人と発表した。⁽⁹³⁾

しかし、現場で事件の状況を目撃取材したブランガーン記者は四月一日付けの記事で、十人が死亡し、警告射撃が素早く的確に行なわれなかつたことを次のように明らかにした。

「『撃ち方止め!』。第三歩兵師団のロニー・ジョンソン大尉は無線機で検問所に叫んだ。『お前らは家族を殺したんだぞ。もつと早く警告射撃をしなかつたからだ』」。

国防総省当局は当初、自爆テロとの見方を明らかにしていたが、ブランガーン記者の報道の後、事件の調査を実施する方針を発表した。⁽⁹⁴⁾ 戦場の実相を目撃取材できる従軍報道制が導入されていなければ、国防総省の情報隠ぺい工作を暴き、事実を読者に知らせる報道は不可能であつた。

第三歩兵師団の別の部隊に従軍したクリスチヤン・サイエンス・モニター紙のアン・スコット・タイソン記者は戦争初段階で、補給ルートへの敵側の激しい攻撃について記事を送り、兵たん作戦計画のまささから部隊保有の食糧と弾薬が底をついたと、批判的な報道を行なつてゐる。⁽⁹⁵⁾ しかし新聞メディアにしても、埋め込まれた部隊に守られ、部隊が展開する

作戦範囲の中でしか行動できないという取材環境の制約を突破することはできなかつた。

〔広報戦略としての従軍報道制〕

ラムズフェルド国防長官はバグダッド陥落後まもなく、一〇〇三年四月十七日に国防省内で開かれた「勝利集会」で、あいさつし、「米国民は実戦の断面を見ることが確かにできた。男女兵士たちの実像を正確に伝える映像や記事に接することができた」と述べ、従軍報道制が、国防総省の政策として成功したとの認識を明らかにした。⁽⁹⁶⁾ 秘密主義的なメディア隔離政策から転換して、メディア利用の従軍報道システムを導入したことについて、「簡単な決定ではなかつた」と述懐し、数週間にわたりマイヤーズ統合参謀本部議長およびクラーク広報担当国防次官補と検討した結果の「賭け」だったとの内幕を披露した。⁽⁹⁷⁾ そして予期以上の成果が得られたと評価した。この発言から、従軍報道制導入に消極的だつたラムズフェルド、マイヤーズ両者に対し、メディア利用の政策化を進言した広報ビジネスの専門家、クラーク次官補の説得が奏功したことが伺われる。

従軍報道制に関するクラーク次官補のコンセプトは、先述した従軍報道ガイダンスの「方針」部分に明確に現れている。付け加えて指摘すべき点は、同次官補が、事実報道（straight reporting）こそ最も訴求力があることを本質的に理解していたことである。「部隊に埋め込まれた記者がおり、たいへんな迫真のニュースが大量に戦場から入つてくるため、解説者やコメンテーターの役割ははるかに薄まる」、「事実報道は非常に威力があり、それを観る人や読む人すべてに影響力を及ぼす」（一〇〇三年六月、ブルッキングズ研究所主催シンポジウム）という同次官補の見解は、戦場報道の広報効果を的確に計算に入れた従軍報道ガイダンスの土台であつたと認められる。⁽⁹⁸⁾

六、おわりに

従軍報道の大幅導入はメディア側から国防総省に提起され、九二年の「九項目原則」合意を経て、実質的に成果なき十余年の後、イラク戦争を機にようやく実現した。機密保全第一を旨とする国防総省側の制約は依然と厳しいものの、メディア側が掲げる「検閲拒否」の原則は、従軍報道ガイダンスの柔軟な運用方針によつて概ね尊重された。この結果、従軍報道に対するメディア側の評価も「真に客観的ではあり得ないとの懸念が指摘されるものの、全般的に成功である」とする見方でほぼ一致している。⁽⁹⁹⁾しかしメディアが一定程度、確保できたとする検閲なき従軍報道とは、「都合のよいニュースでも悪いニュースでも報道させる」ことを利益とみなした国防総省の戦争政策の枠内で担保されたものだった。

メディアは全般に、従軍報道の突出によるニュースの偏りを避けるため、イラク国内での自主取材のほか、ドーサの米中央軍司令部、国防総省、ホワイトハウスなどでのブリーフィング取材、独自取材などを多角的に展開することで報道の均衡を保とうとした。それでも、クラーク国防次官補の見解通り、戦闘の現場から発信される生のニュース、とりわけ視聴者の感性に訴えるテレビ・メディアの従軍報道の影響を中和できたとは判定しがたい。とくに米国では、従軍報道の内容を正確であると認識する国民が九四%に達するとしたPEJの調査結果からも、テレビ従軍報道が結果的にせよ、世論を戦争支持に向かわせる役割を担つたことは確かである。⁽¹⁰⁰⁾

イラク開戦をにらみホワイトハウスに新設されたグローバル・コミュニケーション室（OGC）は、ホワイトハウス、国防総省、国務省などの各広報部門間の調整作業を精力的に進めた。毎日の広報方針が決められホワイトハウス、国防総省、国務省、ドーサの米中央軍司令部での各記者会見で、その方針に沿つたブリーフィングが行なわれた。大統領や長官

イラク戦争における米従軍報道制の特質と問題点（菱木）

クラスのスピーチや記者会見のタイミングも周到に割り振られた。世界中の人々、とくに米国民はブッシュ政権の戦争メッセージをメディアを通して間断なく浸透させるシステムであった。⁽¹⁰⁾

従軍報道制は、のように大がかりなブッシュ政権の広報戦略の重要な一環として導入された。メディア側の提起から生まれ「眞諦・表現の自由」を掲げた九一年の「九項目原則」は、ブッシュ政権の戦争政策に組み込まれる形で初めて実施に移された。しかし経緯をみると、メディア側がイラク戦争における従軍報道制を限定付けにせよ「成功」と総括するのは危険であると判断される。メディアは、国家権力による戦争遂行の広報戦略に取り込まれないための教訓をイラク戦争の従軍報道経験から引き出す責務を問われてくる。将来起ら得る戦争を待つまでもなく、その責務の緊要性はメディアのみならず従軍取材に参加した世界のメディアにも強く認識されるべきである。(一)

- (1) 指稿、「イラク戦の米情報戦略」(新聞協会解説、2003年4月1十九日付、紙面にて、八頁)
- (2) Public Affairs Guidance on Embedding Media During Possible Future Operations/Deployments in The U.S. Central Commands (CENTCOM) Area of Responsibility (AOR), FM SECDEF WASHINGTON DC//OASD-PA, DoD, Feb. 03, 2003
- (3) Ibid.
- (4) “Pentagon Town Hall Meeting”, Presenter: Secretary of Defense Donald H. Rumsfeld, News Transcript, DoD, April 23, 2003
- (5) “Assessing Media Coverage of the War in Iraq: Press Reports, Pentagon Rules, and Lessons for the Future”, The Brookings Institution, June 17, 2003 など参照。
- (6) “Statement of Principle: News Coverage of Combat”, The News Media & The Law, Winter 2003 (VOL. 27, NO. 1), p. 16
- (7) Ibid.
- (8) “ASD PA Clarke Meeting With Bureau Chiefs”, News Transcript, DoD, October 30, 2002

- (9) "A History of The American People", by Paul Johnson , Harper Collins Publishers, 1997, p.928
- (10) "Covering the War", Homefront Confidential,Fourth Edition,The Reporters Committee for Freedom of the Press, September 2003
- (11) Ibid.
- (12) "Speaking Out", by Larry Speaks, Charles Scribner's Sons, 1988, p. 155
- (13) "Covering the Media", Homefront Confidential, Fourth Edition, September 2003
- (14) "Blame Granada!", The News Media & The Law, Fall 2001. (Vol.25,No.4), The Reporters Committee for Freedom of the Press,p.8
- (15) Ibid.
- (16) Ibid.
- (17) Ibid.
- (18) "War and the Media", by Phillip M.Taylor, Manchester University Press, 1992, p.51
- (19) Ibid., pp.51,58
- (20) "Covering the War", Homefront Confidential", Fourth Edition, September 2003
- (21) "Statement of Principles: News Coverage of Combat", The News Media & The Law", Winter 2003 (Vol.27,No1), p.16
- (22) Ibid.
- (23) Ibid.
- (24) "Letter to Bush Administration and Congressional Leaders Regarding War Coverage", The Reporters Committee for Freedom of Press, Oct. 17.2001
- (25) "Statement of DoD Principles for News Media Coverage", DoD Directive, No.5122.5, Assistant Secretary of Defense for Public Affairs,Sept. 27. 2000
- (26) "Journalists worry about restrictions, access in impending war",The Reporters Committee for Freedom of the Press, 9/ 26/ 2001:
<http://www.rcfp.org/news/2001/0926defense.html>
- (27) Ibid.

マハク識帝ノスナメ米従軍報道の特質と監視 (本文)

< 韻 説 >

懇親会 11月 11月

11月 (年)

- (28) "ASD PA Meeting with Media Pool Chiefs, DoD, September 28, 2001 Chiefs,http://www.mil/transcripts/2001/09302001_0928asd.html
- (29) Ibid.
- (30) Ibid.
- (31) "Lingering on war coverage frustrates Washington press corps", The Reporters Committee for Freedom of the Press, 10/24/2001:
<http://www.rcfp.org/news/2001/1024seven.html>
- (32) "Access Denied" by Neil Hickey, Columbia Journalism Review, January/February, 2002, p. 26
- (33) Ibid.
- (34) Ibid.
- (35) "Letter from Media Coalition to Bush Administration and Congressional Leaders Regarding War Coverage", October 17, 2001, The News Media & The Law, Fall 2001 (Vol. 25, NO. 4), p. 16
- (36) Ibid.
- (37) Ibid.
- (38) Ibid.
- (39) Ibid.
- (40) "Secretary Rumsfeld Meeting with Media Pool Bureau Chiefs", News Transcript, DoD, October 18, 2001, <http://www.defense-link.mil/news/>
- (41) Ibid.
- (42) DoD Daily Briefing, Nov. 20, 2001
- (43) Ibid.
- (44) "DoD News Briefing -Secretary Rumsfeld and Gen. Myers", October 22, 2001, News Transcript, DoD.
- (45) "Access Denied", by Neil Hickey, Columbia Journalism Review, January/February 2002, p. 27

- (46) "DoD News Briefing-Secretary Rumsfeld and Gen.Myers", October 22, 2001, News Transcript, DoD

(47) Ibid.

(48) Ibid.

(49) Ibid.

(50) Ibid.

(51) "Access Denied", p.27

(52) Ibid.

(53) "Q&A : Victoria Clarke", Columbia Journalism Review, January/February, 2002,p.28

(54) Ibid.

(55) "Access Denied", P.27

(56) "Pentagon unmuzzles media", by Phillip Taylor,The News & Law, Winter 2002,(Vol.26,No.1),p.11

(57) Ibid.

(58) "Embedding:A Military View", WEB SPECIAL, Columbia Journalism Review, March/April 2003, <http://www.cjr.org/year/03/2/webspecial.asp>

(59) Ibid.

(60) "Weapons of Mass Deception", by Sheldon Rampton & John Stauber,Jeremy PTarcher/Penguin, 2003,p.184

(61) Ibid., p. 184

(62) "Embedded, enthusiastic and un-encumbered by truth", by Bill Berkowitz, Working for Change, April 9, 2003: <http://www.workingforchange.com>

(63) "Weapons of Mass Deception", p.39

(64) Ibid., p.39

(65) "Embedded, enthusiastic and un-encumbered by truth",by Bill Berkowitz,Working for Change

- (66) Ibid.
- (67) Ibid.
- (68) Ibid.
- (69) "ASD PA Clarke Meeting With Bureau Chiefs", News Transcript, DoD, OCT.30, 2002
- (70) Ibid.
- (71) Ibid.
- (72) "ASD PA Clarke Meeting With Bureau Chiefs", New Transcript, DoD, JAN, 14, 2003
- (73) "U.S. Military Tries to Make Peace With Press", Bu Joe Strupp, Editor & Publisher, com: <http://editorandpublisher>
- (74) "ASD PA Clarke Meeting With Bureau Chiefs", News Transcript, DoD, Jan., 14, 2003
- (75) Public Affairs Guidance on Embedding Media During Possible Future Operations/Deployments in The U.S. Central Commands (CENTCOM) Area of Responsibility (AOR), FM SECDEF WASHINGTON DC//OASD-PA, DoD, Feb. 03, 2003
- (76) "Covering the war", Homefront Confidential, Fourth Edition, September 2003
- (77) "Journalists quitting military linkage", San Francisco Chronicle, April 11, 2003, p.A-16
- (78) "Assesing Media Coverage of the War in Iraq: Press Reports,Pentagon Rules, and Lessons for the Future", The Brookings Institution, June 17, 2003
- (79) "Embedded program worked, broader war coverage lagged", by Jennifer LaFleur, The News Media & The Law, Spring 2003
- (80) Ibid.
- (81) Ibid.
- (82) "The Military's Media", by Robert Jensen, The Progressive, May 2003 Issue:<http://www.progressive.org/may03/jen0530.html>
- (83) "How 'embeddd' reporters are handling the war", BBC NEWS: <http://newsvote.bbc.co.uk/mpapps/pagetools/print/news.bbc.co.uk/2/>
- (84) "Embedded Reporters:What are Americans Getting?", PJE looks at embedding: <http://www.journalism.org/resources/research/>

reports/war/embed/default.asp

- (85) Ibid.
- (86) Ibid.
- (87) Ibid.
- (88) “Embed Catches Heat”, by Ron Marz, Editors & Publisher.com, May 15, 2003
- (89) Ibid.
- (90) Ibid.
- (91) “The Military’s Media”, by Robert Jensen, The Progressive, May 2003 issue
- (92) Ibid.
- (93) “Covering the war”, Homefront Confidential, Fourth Edition, September 2003
- (94) Ibid.
- (95) “The other boots on the ground: embedded press”, by Liz Marlantes, Christian Science Monitor, April 23, 2003, p. 01s01
- (96) “Pentagon Town Hall Meeting”, Presenter: Secretary of Defense Donald H. Rumsfeld, News Transcript, DoD, April 17, 2003,
- (97) Ibid.
- (98) “Assesing Mdia Coverage of the War in Iraq”, The Brookings Institution, June 17, 2003
- (99) “Being a War Correspondent Isn’t What It Used to be”, by Rafe Bartholomew, editor & publisher.com, April 22, 2003
- (100) “Spoils of War Coverage”, The New York Times, April 13, 2003, <http://www.nytimes.com/2003/04/13/arts/television/>
- (101) 翻譯「イラク戦の報道」（新曜報紙 1101号）十九田志、熊谷和也、田中義理（訳）